

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～新しい生活様式～」の基準→「レベル1地域」
- ・秋田県独自の「新型コロナウイルス感染警戒レベル」の基準→「レベル2」 と捉え、対応する。※別紙

1 学校での対応について

(1) 手洗い・アルコール消毒、1日2回の検温、教室の換気(休み時間ごと)

- ・「新型コロナウイルス予防作戦」を継続する。
- ・授業が終わったら、教室の換気をする。
- ・毎朝家庭で検温し、「健康チェックカード」に記入して担任へ提出する。担任が確認し、家庭へ返却する。
- ・学園生は、これまで通りの検温記録をお願いする。

(2) 校内の消毒

- ・放課後（スクールバス出発後）に校内の塩素消毒を継続する。
（校務補助と学部職員で行う）

(3) マスクの着用

- ・児童生徒・職員は常時マスクを着用する。
次の場合はマスクを着用しなくてもよいが、こまめに換気を行い、3密を避ける。
*十分な身体的距離が確保できる場合
*体育の授業や部活動中
*気温が28℃以上の場合

(4) 授業等での対策

- ・子ども同士の間隔を広くとり（1mを目安にする）、必要以上の接触を避ける。

(5) スクールバス（登下校）での対応

- ・できるだけ席を離して座る。
- ・乗車前に検温、手指消毒をする。
- ・乗車前後には、車内の消毒を行う。

(6) 校外学習

- ・校外学習は、感染予防対策を行った上で実施する。校外学習計画には、新型コロナウイルス対策を明記する。
- ・高等部リンゴレンジャーショーは、屋内イベントの指針を目安に、人数を制限したり、子どもとの距離を離すようにしたりして実施する。
- ・校外学習でスクールバスを使用する場合は、できるだけ座席を離し、それが難しい場合は、乗車前の検温や手指消毒、マスクの着用、会話を控えることなどの感染対策を徹底する。

(7) 調理実習

- ・十分な感染対策（手洗い、マスクの着用、手指消毒など）を行ったうえで実施する。
- ・事前に調理実習計画書を作成し、新型コロナウイルス対策について明記する。
- ・調理実習の前に、検温と体調を確認し「調理実習チェック表」に記入する。体調不良の児童生徒は参加しない。
- ・教室での調理も可能だが、机等の消毒を行ってから調理を行う。
- ・調理したものを他学年、他学部にふるまうことは可能だが、外部の人へは不可とする。

(8)部活動

- ・こまめに換気を行う、使用した用具を消毒するなどの感染対策を行う。

(9)給食

- ・中・高等部は向かい合わせにならないように座る。小学部はできる限り配慮する。

(10)合唱

- ・授業や全校集会等で合唱活動を行う際は、マスクの着用もしくは間隔をあけて歌う、室内の換気を行うなどの感染対策を行う。

(11)学校行事

- ・3密を避けるなど、感染対策を行いながら実施する方向で計画を立てる。実施計画には新型コロナウイルス対策を明記する。ただし、感染拡大等今後の状況によっては、延期または中止もあり得ることを想定しておく。

(12)来校者への対応

- ・来校者には、サーモカメラで検温してもらい、発熱等の症状がないことを確認してから校内に入ってもらおう。

2 児童生徒に発熱等のかぜ症状がみられたとき

- (1)各家庭で、登校前に検温と健康観察を行うようお願いする。発熱、咳などのかぜ症状がみられた場合は、登校せずに、自宅で静養するよう伝える。発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、速やかにかかりつけ医または「あきた新型コロナ受診相談センター(018-866-7050)」へ相談する。

- (2)児童生徒の家族で発熱等のかぜ症状がある方がいる場合は、電話や連絡帳等で学校に知らせてもらう。

- (3)学校で発熱(37.5℃以上)等の風邪症状が発生した場合は、保護者に連絡し、早退する。保護者が迎えに来るまでは、他の児童生徒との接触を避けるため、学習室で静養する。

3 児童生徒が新型コロナウイルスに罹患したとき

(1)本人が罹患した場合

出席停止となる。出席停止の期間は、医師が治癒したと認め、登校の許可がでるまでとなる。

(2)家族が罹患する等濃厚接触者となった場合

出席停止となる。出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間となる。

4 PCR検査を受けることになったとき

本人や同居の家族がPCR検査を受けることになった場合は、休日や夜間であっても、PCR検査を受ける前に、児童生徒及び同居家族については担任へ、職員は副校長へ連絡する。連絡があった場合は、副校長→校長→特別支援教育課へ報告する。

5 職員の健康管理について

- (1)出勤前に検温と健康観察を行い、「健康チェックカード」に記録する。発熱や咳などのかぜ症状があり、少しでも心配がある場合は、出勤せずに自宅で静養する。発熱や体のだる

さ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、速やかに、かかりつけ医または「あきた新型コロナ受診相談センター(018-866-7050)」へ相談する。

(2) 本人または家族が新型コロナウイルスに罹患した場合は、出勤せずに自宅で経過観察を行

う。サービスの取り扱いについては、罹患した場合は病気休暇、濃厚接触者となった場合は職務免除となる。

6 その他

(1) 県外との往来（家族の出張等含む）

- ・ 県外との往来は、訪問先や出発地点の感染状況を踏まえて判断するとともに、できるだけワクチン接種（2回目接種から2週間程度経過）後に行うこと。また、観光や娯楽（スポーツ観戦、コンサート鑑賞、レジャー施設の利用など）で県外と往来する際は、訪問施設等の感染対策の確認や不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底し、帰県後または来県後は2週間程度の健康観察を行う。
- ・ 飲食を伴う集まりについては、3密や5人以上での会食を避けるなど、感染防止に最大限に留意する。
- ・ 県外からの訪問、帰省の際は、ワクチン接種または事前のPCR検査等を行うよう、家族・親戚等から適切なアドバイスを行うこと。また、帰県後14日間は、健康観察を行うほか、職員同士の会食への参加を避けるなど、感染リスクを減らす対応をとる。

(2) その他の注意点

- ・ 外出時は、混雑（時期・場所）を避け、人と人との間隔を確保する。
- ・ その他、「濃厚接触者との接触があった」など、心配なことがある場合は、副校長へ相談する。

〈参考資料〉

- ・ 「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」（文部科学省 R2. 6. 19）
- ・ 「発熱等の症状がある場合の相談・受診方法」（秋田県 R2. 11. 16）
- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」
(文部科学省 R2. 12. 3 Ver.5)
- ・ 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（文部科学省 R2. 12. 10）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る留意事項について」（特別支援教育課 R3. 3. 23）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策について」（秋田県新型コロナウイルス対策本部 R3. 3. 5）
- ・ 「県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた具体的な留意事項について
(保健体育課 R3. 5. 2)

7)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出張等の取扱いについて」（特別支援教育課 R3. 5. 25）
- ・ 「県独自の感染警戒レベル引き上げに伴う教育活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」
(特別支援教育課 R3. 8. 1)

7)

- ・ 「県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた具体的な留意事項について
(保健体育課 R3. 11.

1)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る、職員の感染拡大防止等の徹底について」の一部改正について

(特別支援教育課 R3.11.1)

1)

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動 で短時間での活動に 限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	感染リスク の低い活動 から徐々に実施 ↑ 感染リス クの高い 活動を 停止 ↓	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

新型コロナウイルス感染警戒レベル

警戒レベル	指標（目安とする1週 間当たりの新規感染者 数）	県民への要請（想定）	新型インフルエンザ等 対策特別措置法の根拠 条項
警戒レベル 1 (注意喚 起)	0人	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の徹底 業種別の感染拡大予防ガイドラインの徹底 感染者が多い都道府県や地域への移動について慎重な対応を呼びかけ 	(法に基づかない措 置)
警戒レベル 2 (強い注意 喚起)	1人から6人まで	レベル1の注意喚起に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 感染者が多い都道府県や地域への移動を避ける呼びかけ クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの利用について慎重な対応を呼びかけ イベントの規模を制限 レベル2の強い注意喚起に加え、	(法に基づかない措 置)
警戒レベル 3 (協力要 請)	7人から24人まで	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛を要請 不要不急の外出自粛要請（地域や曜日等を限定） クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（感染者多数発生地域） イベントの規模をレベル2より制限又は中止 	第24条第9項
警戒レベル 4 (要請)	25人から49人まで	レベル3の協力要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛要請（地域・全県） クラスター発生例のある業種の施設やガイドライン未遵守施設などの休業・時短営業の要請（地域・全県） イベントの中止 	第24条第9項
警戒レベル 5 (強い要 請・命令)	50人以上	レベル4の要請に加え、 <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止に必要と考えられる施設の休業・時短営業の要請・命令（地域・全県） ※国によるまん延防止等重点措置、緊急事態宣言時	第24条第9項 第31条の6 第45条